分類番号	保管(存)意号
第2号	3

席

0

右

0

者に

対する

傷

害、

準 強

姦

被告事

件につ

いく

て、

当裁判所は、

検察官江村正之出



平 成 四 年八月三日宣告 裁判 所書記官 久保

平 成 四 年(わ) 第六〇号、 第八六号

決

判

本籍 金沢 市東力二丁目二八番地二

百 番 地 犀 畔 荘一 号室 自 動 車 運

住居

同

所

廣

昭

和三九年一一月二六日

生

転

手

野

秀

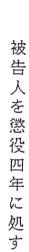
樹

上審理し、 次 のとお り判 決する。

文

主

確定上告棄却決定 平成6年2月21日



未決 勾 留 日数 中六〇 日を右刑に算入する。

由

理

罪となるべき事実)

被告人 は、 金沢市 内 0 運 送会社 に 自 動 車 運転手 として勤務してい た者で、 かねて

右会社の事 務員安藤文 (昭 和 四五年八月一五日生) に好 意を抱 い て交際 を求 めて い

たが、 第 平 同 女 成 か 5 断 四月一 5 れ 7 15 たので、 その 真 意 を 確 認 L たい と考えてい たところ、

四

年

日、

同女と話し合っ

たものの交際を拒否されたことなどから

立 腹 し、 同 日 午後七時二〇分ころから同 日午後七 時 五〇分ころまでの 間 自己

所 有 0 軽 四 輪 自 動 車 0 助手席に同女を乗せて、 金沢市松村一丁 目三七 五 番 地 付

近 か ら同 市 大野町 四丁 目二番一号所在の運 輸省第 港湾建設 局 金沢港工 事 事 務



三七 所 0 五 北 番 四 地 約九二・六 付 近 道路を・ X 1 走行中 1 ル 0 0 車内 海 岸 で左手甲で同 沿 4) 道 路 上に 女 至るまでの 0 顔 面 を 数 間 右 殴 松村 打 Ţ 目

し、

右

海

右

岸 沿 11 道 路 上 に 停 車 中 0 車 内 で、 手 拳 で 同 女 の 顔 面 を 数 口 殴 打 さら に、

工

事

事

務

1

中 0 車 内 で 所 カ 北 セ 西 " 約 1 \_ テ 1 四 プ X の 1 ケ 1 ル 0 ス を 地 割 点 つ まで同 7 その 車 破片 を移 動 を さ 同 女 せ 0 た 顔 上、 面 に 同 押 所 し に 付 停 止 け

た り、 平 手 で 同 女 0 顔 面 を 数 回 殴 打 し、 続い て同女が 車外 ^ 逃げ 出そうとし て

右 助 足 手 で 席 同 F 女 P を開 0 左 顔 けて車道脇 面 を \_\_ 口 蹴 0 歩 り 付 道上 け に上 7 そ 半 0 身 右 側 を 乗 頭 部 り を 出 ア す や、 ス フ 7 右 ル 歩 道 舗 上 装 に お れ い て、

1

さ

た

骨 路 骨 面 折、 に 打 下 ち付 顎 骨 けさせるなどの 暴行 を加 え、 よっ て、 同 女 に全 治 期 間 不 明 0 頭 蓋

骨

折

右

急

性

硬

膜

下

血

腫

等

0

傷

害

を

負

わ

せ、

第二 同 女 が 右 傷 害 によ り意 識もうろうの状態とな り抗拒 不能で ある 0 に乗じて、



括

弧

内





証

たもの 拠 であ 0 標 目) る。

岸

横空き地に至

り、

同 所

に停

止

L

た 前 記

自 動 車 内

におい

て、

その下半身を裸に

同

女を姦淫しようと企て、

同日午後八時五分ころ、同市普正寺町九番

L

た

上、

抗拒不

能

の状態にある同女を姦淫し

の記号番号は、 検察官請求証拠

の標目番号である。

判 示 事 実全 部 につい 7

被告人の当公判廷における供述

被告人の検察官 〇 乙 12 ) 及び司 法 警察員(乙7、 8及び11)に対する各供述調

書

医 師 黒田 英 作成の診断 書二通 (甲5、 6)及び 同人の司法警察員に対する供

地犀

JII 左

述調書 (甲7)

司 法警察 員 作成 0 実況見分調 書 甲 14 <u>)</u>

司 法 警 察員作成の 搜查報告書二通 (甲1及び4)

司 法 警 察 員 作 成 の 写 真 撮 影 報 告書 甲 2

判 示冒 頭 0 事 実につい て

被告人の 司 法 警 察 員 に対する供述 調 書二通 之 4、 5

松平 日出男  $\widehat{\Xi}$ 通、 甲 32 、 33 梅野博之 (甲34)、 池田宏美 (甲 35)、 安田

敏 (甲 36 ) 及び 北 野 奈 美 甲 40 の司法警察員に対する各供述 調 書

判示 第 <u>ー</u>の 事 実 たにつ 証 の いく 戸 7 籍 謄

金

沢

市

長

認

本

( 甲 26 )

被 告人の司法警察員に対する供述調書 (乙6)



司 司 法 法 警察員: 警 察 員 作成 作 成 0 0 写 捜 查 真 撮 報 告 影 書 報 告 三 通 書

甲

8

11及び43)

甲

9

司法

警

察

員

作

成

0

実況

見分調

書

甲

10

判示第二の 事 実 にこ つ ζì 7

被告人 0 司 法 警 察 員 に 対 す る 供 述 調 書 ( 乙 9 )

司 法 警 察 員 作 成 0 実況 見分調 書 甲 13

金 沢 西 警 察 署 長 作 成 0 鑑定 嘱 託 書 四 通 甲 16 19 22 及 CK 24 及び 石 JII 県警 察

本 部 刑 事 部 읦 識課科学捜査研究室技術吏員作成の鑑定 書 四通 (甲17、 20 23 及

くべ 25

法 令 0 適 用

被告人の 判示第一の所為は包括 して刑法二〇四条に、 判示第二の所為は同法一七

人に を 0 条 役 八条、 右 範 に 刑 負 刑 开 を よ 担させな に り 内 選 一七七条前段にそれぞれ該当するところ、 算入し、 重 択 で被告人を懲役 い し、 判示 い 以 こととする。 上は 訴訟費用 第二の 同 罪 四 法 につい 年 0 四 に 刑 五 に同 処 条 7 し、 前 は 法一 段 刑 同 0 訴法 法二一 四条 併 合 一八一条 0 罪 条 制 で 判示第一の を 限 あ 適 内 る で法定 用 か 項ただ L ら、 て未決勾 罪 0 同 し書 加 にこ 法 重 四七条本文、 つ 留日 を適用 をし、 い て所 数中 し 定 そ

て

被告

六

0

日

0

刑

期

0

刑

中

懲

量 刑 0 理 由

そうとし 対 0 被告人 意 に 適 判 は、 た同女の つ 示 た 返 判 のとお 事 示 顔 被害 をし り、 面を足蹴にしてその 1者安 な \_ か 方的 つ 藤文に好 たことに立 に 多 数 意 回 を抱 一腹し、 側 に 頭 わ いり 部 た て執 を路 り 特段の落ち度もな 拗 顔 面に打ち付けさせるなどの 面 に交際 を 殴 を求 打 L た め り、 < た 無 上、 抵 車 外 抗 同 女 に な 同 が 逃 過激 女に 自己 げ 出

のような重篤な傷害を負って抗拒不能の状態

な

暴

行

を

加

ż

た

上、

右

暴

行

に

よ

り判示





状

態

に

あ

0 会話 で、 ば に 改 5 あ 善 < もできず、 幸 つ を は 15 た 図ら 同 現 意 在 女を 識 なけ に 不 姦淫 目も お 明 ればならず、 11 0 よく見え ては意 状 したもの 態 に 心識を回っ あ ず、 であ つ その て、 る。 今後 復 口 L 61 復 たも 更 わ そ にこ の程度及び時期 ゆ L 手 0 て、 る 術 の 、 植 P 物 同 IJ な 女 人 お 間 は、 ハ ピ 寝 に につ たき IJ なることを危 被告 テ り 11 1 人の で、 て見込みの シ 右 3 手 ン 暴 を行 足 惧され 行 は に 立 麻 つ ょ た て 痺 た り、 な 症 もの い 状

ż め た 7 厳 肉 0 体 2 L < う 的、 に、 被 精 告 被告 神 的 人 0 打 人が 母 擊 は 親 本件犯行 甚 0 大で 面 会 0 あ によって年若い り、 申し入れ 同 女 も拒 0 親 絶 未婚女性である被害者安藤 族 し 0 てい 被 告 る状況 人 に 対 にこ す あ る る。 被 害 感 文に 情 ŧ 与 極

そうすると、 被告人の 刑 事 責任は 重大であ り、 被告 人が 本件 犯行後 警 察署 に 出 頭

ALL SEE

反省する供述をしていること及び被告人には前科がないことなどの情状を考慮して して本件犯行を自首 救急車の 出動を要請し ていること、 被告人が自己の行為を

なお主文掲記の量刑 をも って 臨 む 0 が 相当である。

平成四年八月三日

以上の理由により、

主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所第三部

裁判長裁判官

裁

判官

門容終和

9

裁判官





